

標準的評価項目・評価基準の見直しについて

1. 背景

- (1) NEDO は、評価システムをより精度の高いものとしていくために、評価作業が終了する度ごとに点検し、原則として毎年度評価システムの見直しを検討することになっている。(技術評価実施規程第 11 条)
- (2) また、「第 3 期中期計画期間での評価のあり方」に関する運営会議(平成 24 年 9 月 12 日開催)において、「プロジェクトの特徴に応じた評価基準(特に、実用化、事業化の見通しの評価)を設定し、評価委員に丁寧に説明した上で評価すべし」との議論がなされた。
- (3) これに加え、個別の評価作業での指摘、議論等を踏まえ、標準的評価項目・評価基準の見直しについて検討した。

2. 見直し案

検討の結果、標準的評価項目・評価基準について以下の見直しを行った(詳細は別紙の通り)

- ① 個別プロジェクトの特徴に応じて評価基準をカスタマイズできることを明記。また、カスタマイズするプロセスを明記。
- ② 被評価プロジェクトはその意図する効果の範囲や時間軸に多様性を有することから、個別プロジェクトの特徴に応じて、「実用化」「事業化」を定義付けできることを明記。
- ③ さらに、従来の評価項目「実用化、事業化の見通しについて」を「実用化、事業化に向けての見通し及び取り組みについて」に変更。「誰がどのように実用化、事業化に向けて取り組もうとしているのか」を評価する視点を、被評価者に対してより明確に示す。
- ④ その他、開発目標の設定、目標の達成度と成果の意義に関する評価基準等、個別の評価作業での指摘、議論を踏まえ、評価基準の適正化を図った。

3. 今後のスケジュール

- ① 研究評価委員会で議論 (平成 25 年 3 月 26 日(火))
- ② 運営会議附議(平成 25 年 4 月 16 日(火)予定)
- ③ NEDO 内決裁後、平成 25 年度プロジェクト評価より適用